

| 件名 | 車道と歩道の横断防止柵について |
|------------|--|
| 受付日 | 令和6年11月18日 |
| ご意見・ご提案の概要 | <p>国道360号線の飛越トンネルは、車道と歩道の横断防止柵に切れ目がないため、岐阜県側からは口留番所跡の南からしか歩道に入れない。自転車でうっかり車道を走ると、トンネルの直前や内部では歩道に全く移動できない。横断防止柵の所々切れ目を入れ、特にトンネル直前で車道から歩道に移動できるように、柵を一つ撤去してほしい。</p> <p>また、口留番所跡近くの歩道は、雑草が茂って狭くなっており、自転車が安全に通行できないように感じる。</p> |
| 県の考え方 | <p>道路交通法では、自転車は原則車道を通行することとなっておりますが、例外的に交通の安全を確保する場合等は歩道を通行することが認められております。ご意見をいただいた箇所についても同様の措置が取れるよう、トンネル手前の横断防止柵の一部を取り外し、自転車が車道から歩道に移るための開口部を設置します。</p> <p>また、手前の口留番所跡の横断防止柵が切れている箇所に「この先、トンネル出口まで車道から歩道に移れない」旨の注意喚起標識を設置します。</p> <p>この他、歩道部に雑草が茂ることがないように、適宜除草を実施します。</p> |
| 担当課 | 県土整備部 道路維持課 |